



東日本大震災・福島原発事故 によって
大阪にお住まいのみなさまへ

東電及び国への訴訟提起に関する 説明会＆懇談会

場所

大阪弁護士会館
11階1110会議室

日時

平成26年1月18日(土)

午後1時～午後4時

(詳しい時間は、裏面をご覧ください)

お申込

TEL: 06-6362-9615

原発賠償関西弁護団 事務局長
弁護士 白倉 典武

ご参加無料



託児もご用意しています。

必要な方は申し込みの際にお申し出ください。原則、前日までにお願いします。なお、説明会に同伴いただいても結構です。

当日のご参加が難しい方でも興味のある方は、是非一度お問い合わせください。



今年平成25年3月11日に、福島、いわき、千葉、東京の裁判所に、合計1650名の方が東京電力と国を被告として訴えを提起しましたが、その後順次、北海道、山形、新潟、群馬・愛知等の各弁護団においても集団提訴がなされてきました。

原発賠償関西弁護団でも、9月17日、第一次の提訴が、27世帯の避難者が原告となって提訴され、同じ日に京都でも提訴、兵庫も9月30日に提訴しました。

関西弁護団では、12月中旬にも、第二次提訴を準備中で、原告の皆様を募っていくことにしています。関西弁護団では、原告を福島県からの避難者に限定するものではなく、福島県以外から避難された方も含めて原告になれる方を検討しています。

このたび、訴訟内容のご説明と裁判の見通し、そして、第三次提訴に向けた様々な手続などにつきご説明と皆様との懇談などを予定しています。

少しでも興味をお持ちの方は、是非、ご参加下さい。

東電及び国への訴訟提起に関する説明会

午後1時～午後2時（予定）

弁護団と参加者との懇談会

午後2時～午後3時（予定）

なんでも相談会

午後3時～午後4時（予定）

前プログラムから引き続き、原発事故に関わる賠償請求について賠償請求の方法や具体的な内容について詳しくご相談をいただけます。

また、東日本大震災や福島原発事故に関する相談であれば、「なんでも」対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

会場案内



■大阪弁護士会館
〒530-0047
大阪市北区西天満1-12-5

【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車
出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車
1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車
26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車
徒歩約15分